

令和6年6月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和6年6月17日招集

令和6年6月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第40号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第1号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第9号） について	1 別冊
議案第41号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第2号 宇土市税条例の一部を改正する条例について	2
議案第42号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第3号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について	15
議案第43号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第4号 宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条 例の一部を改正する条例について	17
議案第44号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第6号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正 予算（第1号）について	19 別冊
議案第45号	宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について	20
議案第46号	宇土市税条例の一部を改正する条例について	21
議案第47号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	23
議案第48号	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について	24
議案第49号	令和6年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について	26 別冊
報告第2号	令和5年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について	27
報告第3号	令和5年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	29

報告第4号	令和5年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	35
報告第5号	令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	37
報告第6号	宇土市土地開発公社の経営状況の報告について	39
報告第7号	専決処分の報告について 専決第5号 損害賠償額の決定について	68
報告第8号	専決処分の報告について 専決第7号 損害賠償額の決定について	69
報告第9号	専決処分の報告について 専決第8号 損害賠償額の決定について	70

議案第40号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第1号

専 決 処 分 書

令和5年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年3月29日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第41号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和6年4月1日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市税条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要性が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に、「申請書を」を「申請書に」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。
第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額

(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を基に宇土市税徴収等の特例に関する条例(昭和53年条例第38号。以下「特例条例」という。)第5条の規定により算出した納期ごとの納付額(以下この項において「納期ごとの納付額」という。)のうち、特例条例第3条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)の納付額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期の納期においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の納期ごとの納付額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の納期ごとの納付額のうち、特例条例第3条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)の納付額(以下この項において「第2期分金額」という。)との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納

期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額及びその者の第2期分金額の合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、特例条例第3条第1項に規定する第3期の納期（以下この項及び次条第1項において「第3期納期」という。）、特例条例第3条第1項に規定する第4期の納期（以下この項及び次条第1項において「第4期納期」という。）、特例条例第3条第1項に規定する第5期の納期（以下この項において「第5期納期」という。）、同条第1項に規定する第6期の納期（以下この項において「第6期納期」という。）、同条第1項に規定する第7期の納期（以下この項において「第7期納期」という。）、同条第1項に規定する第8期の納期（以下この項において「第8期納期」という。）、同条第1項に規定する第9期の納期（以下この項において「第9期納期」という。）及び同条第1項に規定する第10期の納期（以下この項において「第10期納期」という。）においてはその者の納期ごとの納付額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額及びその者の第2期分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第3期納期の納付額（以下この項において「第3期分金額」という。）の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の第3期分金額の合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期、第5期納期、第6期納期、第7期納期、第8期納期、第9期納期及び第10期納期においてはその者の納期ごとの納付額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の第3期分金額の合計額以上であり、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第4期納期の納付額（以下この項において「第4期分金額」という。）の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額及びその者の第4期分金額の合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第5期納期、第6期納期、第7期納期、第8期納期、第9期納期及び第10期納期においてはその者の納期ごとの納付額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額及びその者の第4期分金額の合計額以上であり、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第5期納期の納付額（以下この項において「第5期分金額」という。）の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期及び第4期納期においてはしないものとし、第5期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第

4期分金額及びその者の第5期分金額の合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第6期納期、第7期納期、第8期納期、第9期納期及び第10期納期においてはその者の納期ごとの納付額とする。

- (6) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額及びその者の第5期分金額の合計額以上であり、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第6期納期の納付額（以下この項において「第6期分金額」という。）の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期、第4期納期及び第5期納期においてはしないものとし、第6期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額及びその者の第6期分金額の合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第7期納期、第8期納期、第9期納期及び第10期納期においてはその者の納期ごとの納付額とする。
- (7) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額及びその者の第6期分金額の合計額以上であり、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第7期納期の納付額（以下この項において「第7期分金額」という。）の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期、第4期納期、第5期納期及び第6期納期においてはしないものとし、第7期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額及びその者の第7期分金額の合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第8期納期、第9期納期及び第10期納期においてはその者の納期ごとの納付額とする。
- (8) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額及びその者の第7期分金額の合計額以上であり、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額、その者の第7期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第8期納期の納付額（以下この項において「第8期分金額」という。）の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期、第4期納期、第5期納期、第6期納期及び第7期納期においてはしないものとし、第8期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額、その者の第7期分金額及びその者の第8期分金額の合計額からその者の普通徴収の個人の住

民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第9期納期及び第10期納期においてはその者の納期ごとの納付額とする。

(9) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額、その者の第7期分金額及びその者の第8期分金額の合計額以上であり、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額、その者の第7期分金額、その者の第8期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第9期納期の納付額（以下この項において「第9期分金額」という。）の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期、第4期納期、第5期納期、第6期納期、第7期納期及び第8期納期においてはしないものとし、第9期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額、その者の第7期分金額、その者の第8期分金額及びその者の第9期分金額の合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第10期納期においてはその者の納期ごとの納付額のうち、第10期納期の納付額とする。

(10) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の第5期分金額、その者の第6期分金額、その者の第7期分金額、その者の第8期分金額及びその者の第9期分金額の合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期、第4期納期、第5期納期、第6期納期、第7期納期、第8期納期及び第9期納期においてはしないものとし、第10期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第7号において同じ。）の合算額（以下この号及び第7号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の

合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を基に特例条例第5条の規定により算出した納期ごとの納付額(以下この項において「納期ごとの納付額」という。)のうち、第1期納期の納付額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期、第2期納期、第3期納期及び第4期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期、第3期納期及び第4期納期においてはその者の納期ごとの納付額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第2期納期の納付額(以下この項において「第2期分金額」という。)の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額及びその者の第2期分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第3期納期及び第4期納期においてはその者の納期ごとの納付額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額及びその者の第2期分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の納期ごとの納付額のうち、第3期納期の納付額(以下この項において「第3期分金額」という。)の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納

期における税額はないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の第3期分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第4期納期においてはその者の納期ごとの納付額のうち、第4期納期の納付額（以下この項において「第4期分金額」という。）、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の第3期分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額及びその者の第4期分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期における税額はないものとし、第4期納期においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額及びその者の第4期分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額及びその者の第4期分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期及び第4期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (6) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期及び第4期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月

1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(7) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の第3期分金額、その者の第4期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期及び第4期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの

間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とするに改める。

附則第10条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

附則第12条の2の次に次の1条を加える。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宇土市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第42号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和6年4月1日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第23条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の宇土市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。

議案第43号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和6年4月8日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要性が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和58年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「1,020円」を「1,000円」に改め、同条第2号中「2,040円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、同日前の診療又は施

術に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第44号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第6号

専 決 処 分 書

令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年5月17日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第 4 5 号

宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 1 7 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは本市の委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 職員（前 2 号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

提案理由

地方自治法の規定に基づき、市長等の本市に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 46 号

宇土市税条例の一部を改正する条例について

宇土市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和 34 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、「同条第 3 項及び」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「所有」を「所有し、」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 3 第 1 1 項中「規定する」を「掲げる」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の宇土市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 4 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 47 号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第48号

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月17日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、この条例による改正後の宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 49 号

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。